

## 【企業主導型保育に申し込みできる事由】

※提出書類は入園が決定してからご提出いただきます。

また、支給認定書【2, 3号認定】（以後、認定書）は1枚でかまいませんが、その他の必要な提出書類は、保護者1人につき1枚ずつ必要です。

保育が必要な事由	要件	提出書類
自社社員	ゆめさくかここもえんで就労している	雇用（予定）証明書 または就労証明書 ※自社で発行
提携企業への就労	提携企業で就労している場合 ※提携企業になるには会社間の契約が必要 ※社会保険の支払いがある企業（個人事業）	雇用（予定）証明書 または就労証明書
就労	居宅外・居宅内で就労をしている場合 （月に48時間以上）	認定書の写しまたは就労証明書兼復職（予定）証明書 ※自営業または個人事業主の場合は認定書の写し
妊娠・出産	出産前後の場合 ※認定期間は、予定日の前8週の属する月の初日から出産後8週の属する月の末日まで。	認定書の写し
疾患・障害	ご家庭での保育が困難な病気、ケガまたは障がいがある保護者にある場合	認定書の写し
介護・看護	同居または長期入院等している親族の介護・看護をしていること。	認定書の写し
災害復旧	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっていること。	認定書の写し
求職活動	継続して活動（起業準備を含む）している場合 （求職活動中に入所した場合、入所できる期間は入所月を含んだ3か月間）※3か月以内に就労を開始した場合、4か月目以降も継続して入所することができる	認定書の写し ※就労先が決定次第、すみやかに就労証明書を提出
就学	就学していること。（職業訓練校等における職業訓練を含む。）	認定書の写し
育児休業中の継続利用	育児休業中（父または母の育児休業開始日に、すでに在籍している児童であること。） ※認定期間は、育児休業対象児が1歳6ヶ月になる年度末まで。	就労証明書兼復職（予定）証明書
その他	上記に類する状態として市長が認める場合	その他事実を証明する書類